

(14) 財団法人 ふるさと鳥取県定住機構給与等状況報告書

1 職員給与費の状況（平成17年度）

| | |
|-----|---------|
| 給与費 | 7,510千円 |
|-----|---------|

(注) 給与費には退職手当を含まない。

(参考) 嘱託職員給与費の状況（平成17年度）

| 職員数 | 給与費 | | | |
|-----|----------|------|---------|----------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 |
| 12人 | 25,441千円 | —千円 | —千円 | 25,441千円 |

(注) 国受託事業等に伴う嘱託職員の給与費です。

3 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

制度なし

5 職員給料の調整額の状況（平成17年度）

制度なし

(注) 調整額とは、職務の複雑性、困難性、勤務環境が同じ職務の級にある他の職に比べ特殊であり、給料月額を調整し、給料の一部として支給するものです。

6 職員手当の状況（平成18年4月1日現在）

| 区分 | 内容 | | |
|--------------------------------|---------------------|------------|---------|
| 期末手当 勤勉手当 (県の規定に準ずる) | (支給割合) | | |
| | 区分 | 期末手当 | 勤勉手当 |
| | 6月期 | 1.4月分 | 0.725月分 |
| | 12月期 | 1.6月分 | 0.725月分 |
| | 計 | 3.0月分 | 1.45月分 |
| | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 有 | |
| | (平成17年度実績) | | |
| | 1人当たり平均支給額 | 2,033,195円 | |

| 区 分 | 内 容 | | |
|--------------------|--|--|-------------------------------------|
| 退職手当 (県の規定に準ずる) | 退職手当は、県の支給基準によって算定した額を基準として理事長が定める。 (平成17年度実績) 該当なし | | |
| 時間外勤務手当 | (平成17年度実績) 1人当たり平均支給年額 282,412円 | | |
| 区 分 | 内 容 | | |
| | 対象職員 | 支 給 月 額 | |
| 管理職手当 | 一定の管理または監督の地位にある職員 | 制度なし | |
| 扶養手当 (県の規定に準ずる) | 扶養親族として配偶者、子等を有する職員 | ア 配偶者 | 13,500円 |
| | | イ 配偶者以外の扶養親族のうち2人 | 6,000円 |
| | | ウ 扶養親族でない配偶者がある職員の扶養親族のうち1人 | 6,500円 |
| | | エ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 | 11,000円 |
| | | オ ア～エ以外の扶養親族 | 5,000円 |
| | | 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 | 1人につき5,000円を加算 |
| | | (平成17年度実績) 1人当たり平均支給月額 | 15,875円 |
| 住居手当 (県の規定に準ずる) | 住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員 | ア 借家・借間居住者 | 家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給 |
| | | イ 自宅居住者 | 1,500円(新築・購入の日から5年を経過するまでの間は2,500円) |
| | | ウ 単身赴任手当受給者で配偶者の居住する借家・借間を借り受けている者 | 借家・借間居住者の例により算出した額の2分の1に相当する額 |
| | | (平成17年度実績) | 該当なし |

| 区 分 | 内 容 | | |
|--------------------|-------------------------------|------------------|---|
| | 対象職員 | 支 給 | 月 額 |
| 通勤手当 (県の規定に準ずる) | 交通機関等を利用し、又は自動車等を使用して通勤している職員 | ア 交通機関等利用者 | 次の①又は②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000円> |
| | | イ 自動車等使用者 | 通勤距離に応じ、2,200円～46,400円を支給 |
| | | ウ 特別急行列車等を利用する職員 | 支給単位期間の通勤に要する特別急行料金等の2分の1の額（1月当たり2万円を上限とする。ただし、特別急行列車の場合は上限なし。） |
| | | （平成17年度実績） | |

7 役員の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

| 区 分 | 給 料 ・ 報 酬 月 額 | 期 末 手 当 | 備 考 |
|------|---------------|---------|-----|
| 下記参照 | | | |

・役員には報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には支給することができる。